



鎌倉市屋外広告物条例（案）概要について

令和3年（2021年）8月
都市景観部 都市景観課



説明内容（目次）

- 屋外広告物とは
- 条例制定の背景・目的
- 条例骨子
- 神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目（抜粋）
- 条例制定スケジュール
- 意見公募（パブリックコメント）の実施概要

屋外広告物とは

鎌倉市の屋外広告物

第3回景観づくり賞

「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」

(応募数 128件)

- 意匠・色彩・素材等の表現
- 機能性・先駆性・創意工夫
- 周辺の景観、まち並みとの調和
- 市民の意見

景観づくり賞

未来につながる特に優れたもの



特別賞

地域の景観を印象づける
誰もが認めるもの



奨励賞

広く奨励したいもの



事業者の皆さんのご協力・創意工夫により

素敵なかんばん（屋外広告物）が、まち中で見られます

条例制定の背景・目的

本市の状況



▲神奈川県屋外広告物条例



▲鎌倉市景観計画（配慮事項・色彩）

- 平成11年：県から神奈川県屋外広告物条例の事務委任を受け、市で許認可事務を行っています。
- 平成16年：景観法制定と併せて屋外広告物法が改正され、景観行政団体となった市町村が独自の屋外広告物の掲出基準を条例化できるようになりましたが、本市では独自条例を制定せず、県条例を運用しています。
- 平成19年：策定した鎌倉市景観計画で定めた屋外広告物の定性基準を配慮事項として上乗せし、本市の実態に合った屋外広告物の誘導を図っています。

条例制定の背景・目的

全国的な傾向



▲看板落下事故



▲プロジェクション
マッピング（県庁）



▲街路灯バナー広告

- 近年、多発する震災や台風災害の際の未申請・適用除外広告物の安全管理の強化が全国的な課題となっています。
- 電光掲示板、デジタルサイネージを含むLED照明付き広告物、投影広告物等、これまで明確な基準がなかった新しいタイプの広告物が普及し始めています。
- 地域の活力・価値創造につながる景観形成や地域の魅力向上のための「エリアマネジメント広告」の掲出について、屋外広告物規制の弾力的な運用を行う自治体が見受けられるようになりました。

条例制定の背景・目的

独自条例を制定する理由

①「SDG s 未来都市かまくら」の実現に向けた持続可能な都市景観形成の必要性

持続可能な都市景観形成の実現にあたっては、屋外広告物の規制強化による適正管理だけでなく、民間活力を活用したエリアマネジメント活動に寄与する弾力的な運用が求められるほか、持続的な都市経営を実現するため、まちの魅力と活力を高める包括的な視点でのメリハリのある景観誘導が必要である。また、新型コロナウイルスや大河ドラマ（令和4年1月開始予定）の影響や効果を捉え、商店街の活性化や市の財源確保につながる施策の運用が必要である。

②既存景観施策の法的実効性を担保する市独自条例の制定の必要性

屋外広告物は良好な景観を形成する上で重要な要素の1つであるため、地域の特性に応じた規制・誘導が必要である。特に、若宮大路の屋上広告物規制のように、これまで地域の暗黙のルールや行政指導のみで運用されていたものについては、法的実効性を担保する必要がある。

③安全・安心な歩行空間を確保するための屋外広告物の適正管理の必要性

台風や震災に備えた安全・安心な歩行空間を確保するため、路上障害物（屋外広告物等）の適正管理や未申請・適用除外広告物の安全管理の強化が必要である。

“まちの安全・活性化”に資する市条例制定を目指す

課題1 市民・NPO・事業者等との共創による持続的な景観形成

方針1 地域の活力・価値創造につながる景観形成の推進

緩和

検討Ⅰ 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討

- 商店会・町内会等の地元組織による良好な景観形成のためのエリアマネジメント活動の推進
- 景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定

課題2 法的実効性の担保

- 規制強化と緩和による景観誘導
- 既存景観施策での指導の実効性の担保
- 実態に合わない許可基準の修正

方針2 既存景観施策と整合した市独自条例制定

緩和

検討Ⅱ 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討

- 景観計画の配慮事項（色彩・素材等）の遵守規定を市条例に明記
- 屋上広告物、自己用外広告物、電光・点滅表示装置基準等の設定
- 車体ラッピング技術向上を踏まえた車体広告基準等の設定
- ネオン・LED照明を用いた夜間広告物設置に係る定量基準の設定
- のぼり旗の乱立・大型化に対応した基準の設定

+

検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討

- 実態に合った許可地域の設定、地域特性・まちづくりの方向性に合わせた特定地区指定
- 地域のインフォーマル（暗黙）ルールを市条例に明記（例・若宮大路の屋上広告物禁止）
- 禁止地域の緩和（一部を県条例の禁止地域から除外、検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅶと連動）
- 禁止物件の緩和（検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅶと連動）
- 地域の活性化と連動した投影広告物、電光表示装置の許可基準等の設定
- 市民等が景観形成に寄与する独自ルールを作成した場合の許可基準の緩和・強化

強化

検討Ⅳ 景観等に配慮した優良広告物誘導施策の検討

- 景観づくり賞を活用した表彰制度の検討
- 景観に配慮された切り文字等を用いた場合の壁面利用広告物の高さ規制を緩和

課題3 災害・安全対策

- 違反未申請・既存不適格広告物の適正管理
- 違反屋外広告物の取り締り強化

方針3 災害に強い安心安全な都市空間形成の推進

強化

検討Ⅴ 安全性担保の強化及び既存不適格広告物の適合理化促進の検討

- 許可時の点検の義務付けと点検資格の見直し、点検報告項目の拡大
- 不適格広告物の適合理化への指導、違反広告物に対する罰則規定の見直し

検討Ⅵ 禁止地域・禁止物件への表示及び路上障害物（屋外広告物等）の取り締まり強化の検討

- 道水路管理課、観光課、商工課、警察との連携強化、除却キャンペーンの実施
- 違反屋外広告物除却協力員の制度を市条例に明記
- 違反した広告物等の保管・売却手続き規定の整備
- 過料・氏名公表の検討

課題4 市の財源確保

- 持続可能な都市経営を支える財源確保

方針4 屋外広告物規制の弾力的な運用

緩和

検討Ⅶ 広告付き公共サイン（案内図・掲示板・施設等）の活用検討

- 地域の魅力向上・活性化に資する広告付き公共サインについて、禁止物件・禁止地域の一部を適用除外（車両広告、観光案内板、バス停上屋、橋梁、道路占有許可基準の緩和

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

県条例（現行）

第1章 総則

目的

第2章 広告物等の制限

許可地域等、禁止地域等及び禁止物件、禁止する広告物等、適用除外、基準の設定、適用除外の特例、許可の期間、標識票、変更及び継続、管理義務、特定屋外広告物安全管理者の設置、除却の義務

第3章 監督

違反に対する措置、広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法及び公示事項、広告物又は掲出物件の価額の評価方法等、報告及び立入検査

第4章 屋外広告業の登録等

第5章 広告景観形成地区等

広告景観形成地区の指定等、広告協定地区の指定等

第6章 雑則

審議会への諮問、告示、手数料、景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等、講習会、県民等の協力、適用上の注意、委任

第7章 罰則

罰則

制定（県条例から変更・追加）を検討している項目

①総則

「広告物等の在り方」（追加）

②広告物等の制限

「許可地域等／禁止地域等／禁止物件」（変更）

「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」（変更）

「適用除外／特例の許可」（変更）

「特定区域」（追加）

③広告物等の管理（※広告物等の「制限」と「管理」を分けて記載）

「点検」（変更）

「特定屋外広告物安全管理者の設置」（変更）

④監督

「公表等」（追加）

「広告物等の保管・売却関係」（変更）

×屋外広告業の登録等（※神奈川県の権限のため削除）

⑤広告景観形成の推進

「広告景観形成の推進関係」（変更）

「広告協定地区」（変更）

「市民等の協力／啓発」（追加）

⑥雑則

「景観審議会への諮問・意見聴取」（追加）

「違反広告物除却協力員／指導員」（追加）

⑦罰則

「過料」（追加）

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

✕ 禁止地域

良好な景観の形成又は風致の維持の観点から広告物の表示等を全面的に禁止した地域

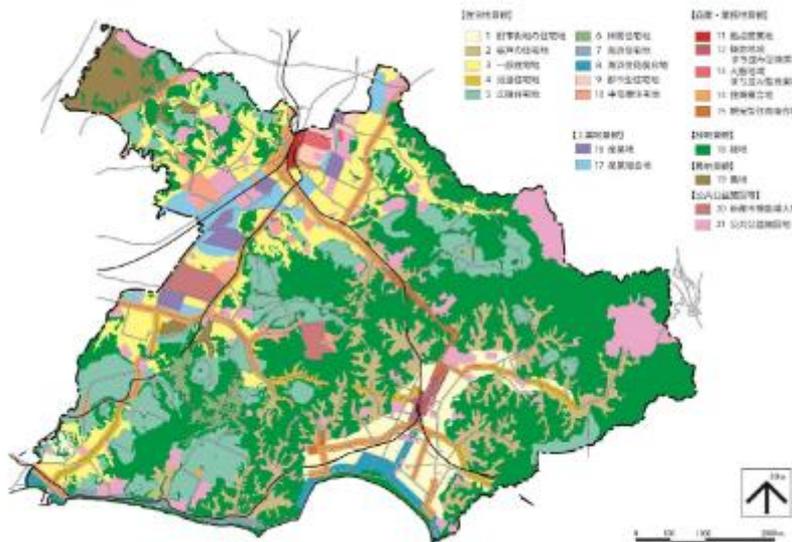
例 重要文化財の建造物の敷地・史跡・名勝等に指定された地域／歴史的風土特別保存地区、道路・鉄道の線路用地／河川・海岸・その付近で知事が指定する地域等

○ 許可地域

市長の許可を受けて、広告物の表示又は広告物を掲出する物件を設置することができる地域。5つの地域によって許可基準が異なる。

厳
緩

- 自然系
- 住居系
- 工業系
- 沿道系
- 商業系



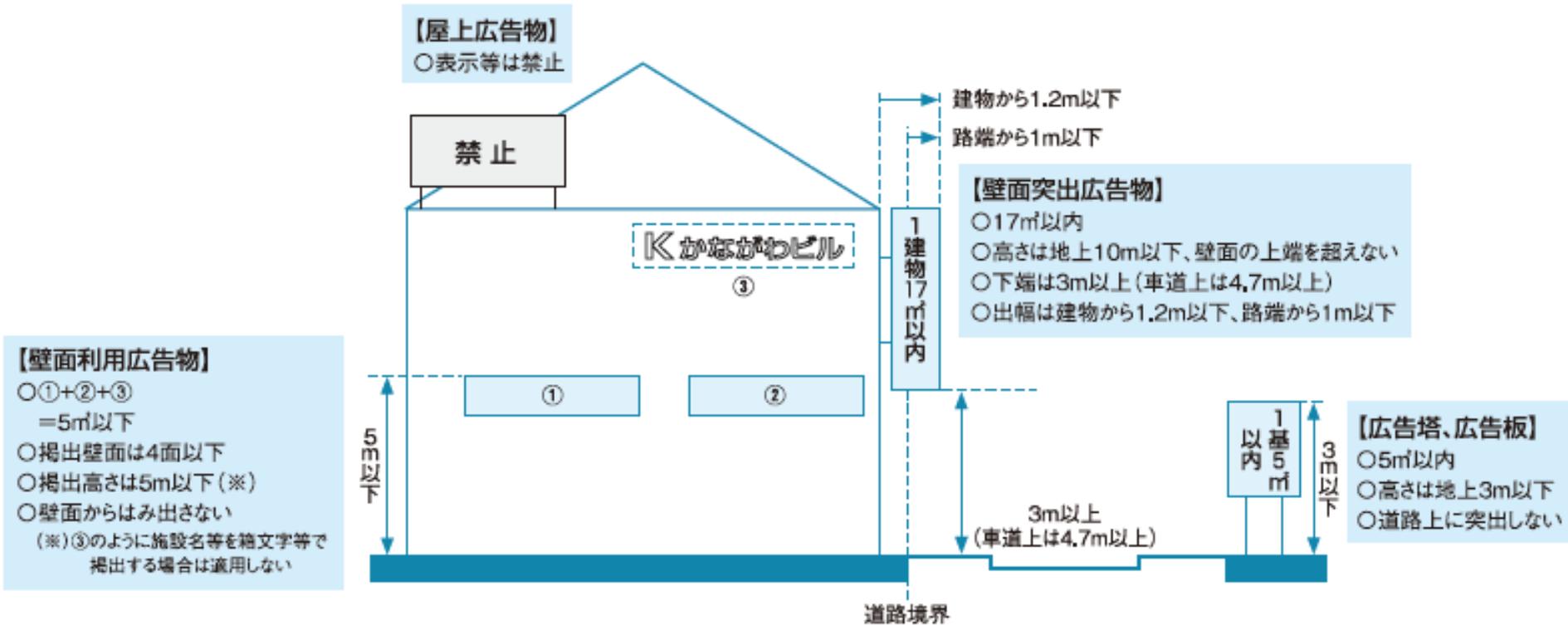
- ### 鎌倉市景観計画
- 全市共通事項
 - 規模について
 - 設置位置について
 - 立地条件への配慮について
 - 色彩・デザインについて
 - 素材について
 - 照明装置等について
 - 土地利用類型別事項
 - 自己用外広告物の扱い
 - 質感・素材
 - 屋上広告物の扱い

市条例では
県条例の許可地域を踏襲

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

自然系許可地域

- 総量規制あり (27㎡以内)
- ネオン照明・点滅照明・動光照明禁止
- 屋上広告物禁止



「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」より

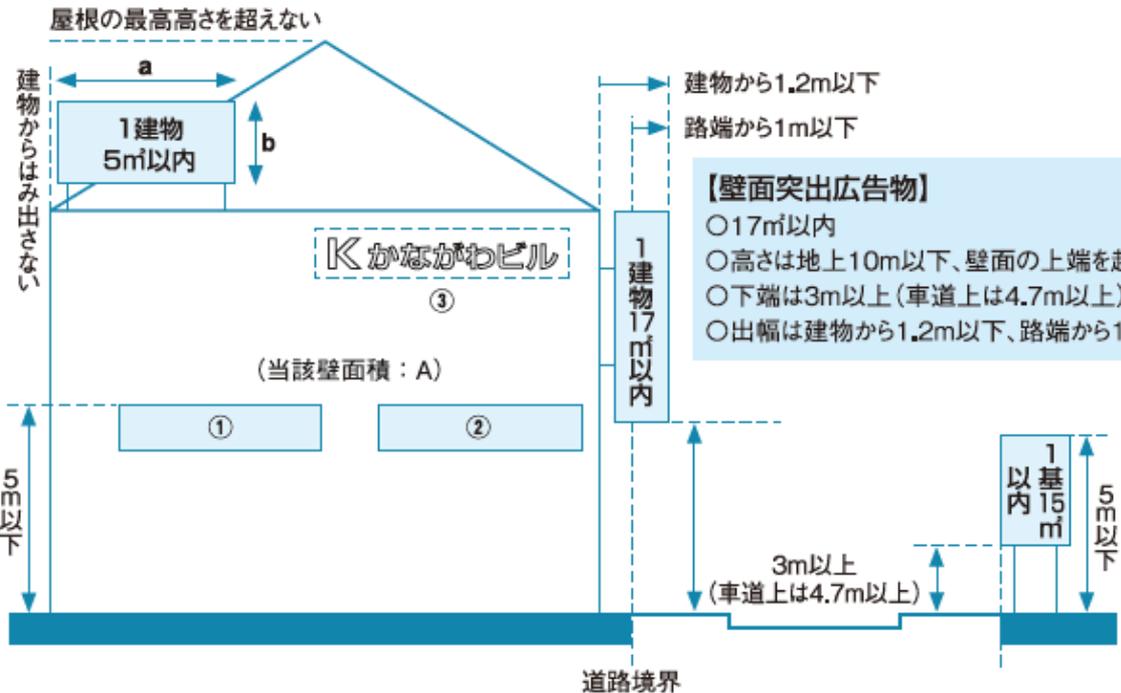
神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

住居系許可地域

- 総量規制あり（47㎡以内）
- ネオン照明・点滅照明・動光照明禁止
- 屋上広告物可（5㎡以内）

【屋上広告物】
 ○5㎡以内
 ○屋根の最高高さを超えない
 ○ $b \div a = 1$ 以下
 ○建物から横にはみ出さない
 ○物見塔等の工作物には設置しない
 ○屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】
 ○①+②+③
 =10㎡以下 または
 $A \times 1/20$ 以下（※1）
 ○掲出壁面は4面以下
 ○掲出高さは5m以下（※2）
 ○壁面からはみ出さない
 （※1） $A \times 1/20$ 以下が10mを超える場合は【屋上広告物】の掲出不可
 （※2）③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない



【壁面突出広告物】
 ○17㎡以内
 ○高さは地上10m以下、壁面の上端を超えない
 ○下端は3m以上（車道上は4.7m以上）
 ○出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下

【広告塔、広告板】
 ○15㎡以内
 ○高さは地上5m以下
 ○道路に突出する場合
 ・出幅は路端から1m以下
 ・突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上3m以上）

「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」より

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

工業系許可地域

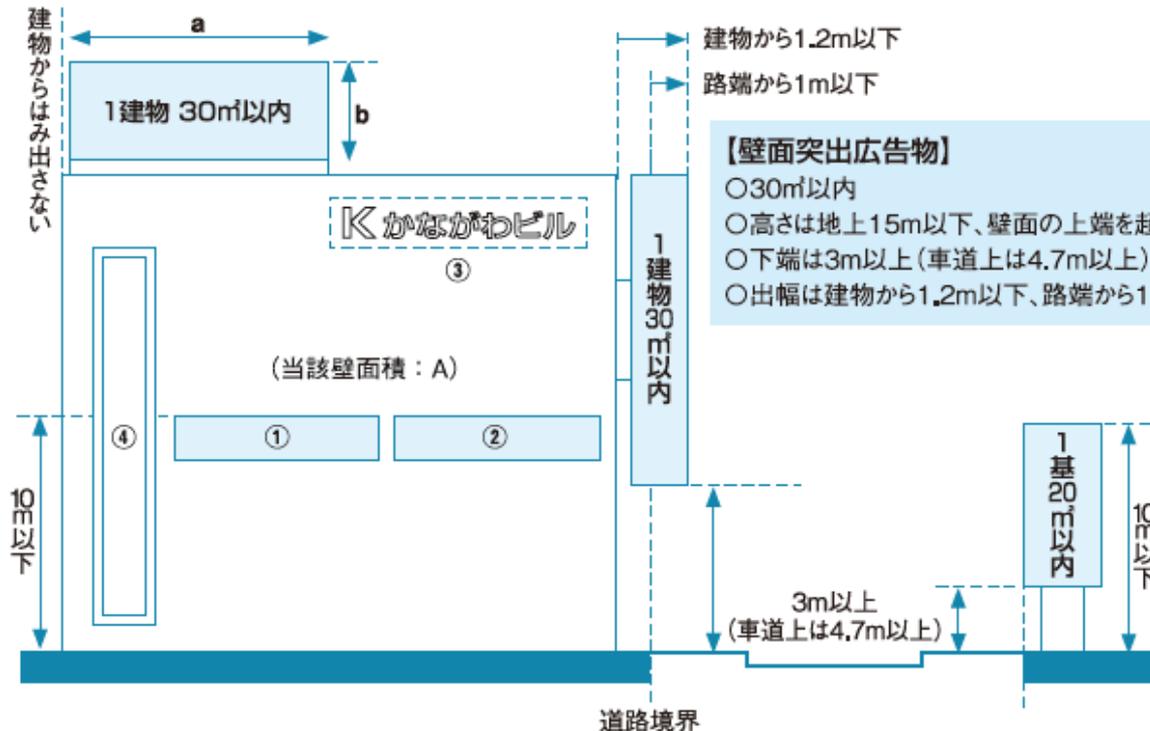
- 総量規制なし
- 屋上広告物可 (30m²以内)

【屋上広告物】

- 30m²以内
- $b \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から3m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④ = 20m²以下 または $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは10m以下 (※1)
- 壁面からはみ出さない
- (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
- (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



【壁面突出広告物】

- 30m²以内
- 高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない
- 下端は3m以上 (車道上は4.7m以上)
- 出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下

【広告塔、広告板】

- 20m²以内
- 高さは地上10m以下、
- 道路に突出する場合
 - ・ 出幅は路端から1m以下
 - ・ 突出部分の下端は地上4.7m以上 (歩道上3m以上)

「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」より

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

沿道系許可地域

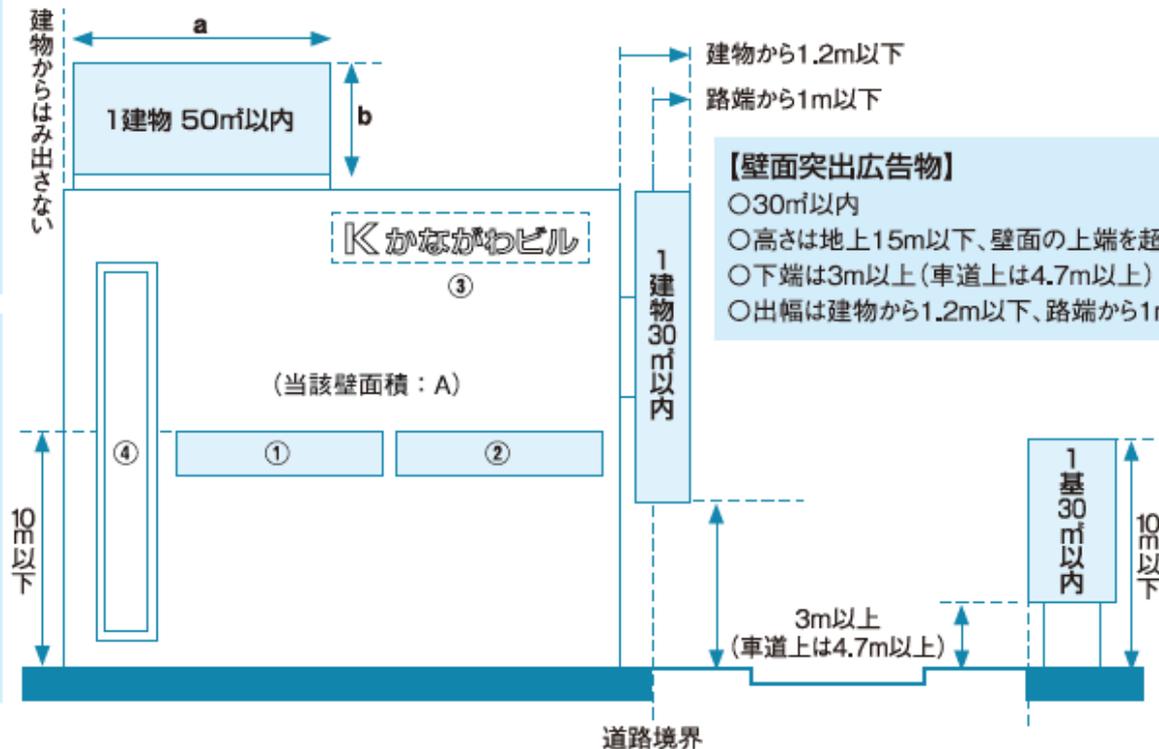
- 総量規制なし
- 屋上広告物可 (50m²以内)

【屋上広告物】

- 50m²以内
- $b \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から5m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④ = 30m²以下 または $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 高さは10m以下 (※1)
- 壁面からはみ出さない (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



【壁面突出広告物】

- 30m²以内
- 高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない
- 下端は3m以上 (車道上は4.7m以上)
- 出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下

【広告塔、広告板】

- 30m²以内
- 高さは地上10m以下、
- 道路に突出する場合
 - ・ 出幅は路端から1m以下
 - ・ 突出部分の下端は地上4.7m以上 (歩道上3m以上)

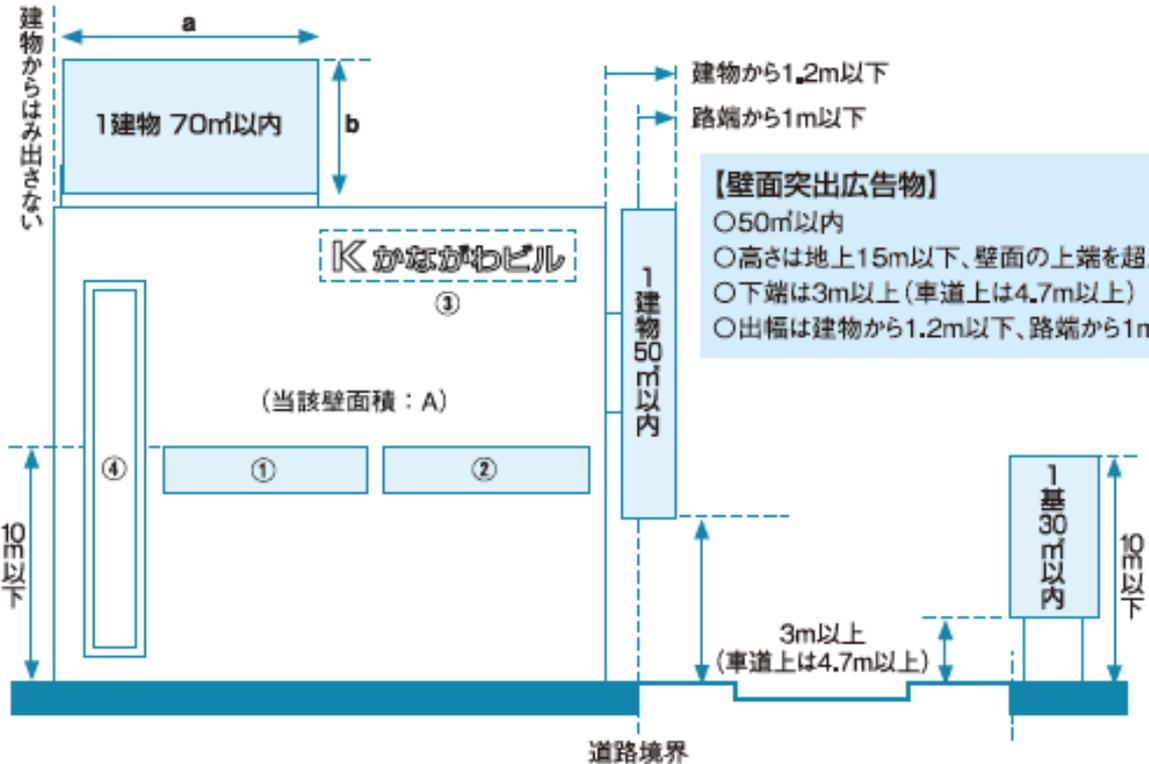
「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」より

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

商業系許可地域

- 総量規制なし
- 屋上広告物可 (70㎡以内)

- 【屋上広告物】**
- 70㎡以内
 - $b \div a = 1$ 以下
 - 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から7m以下
 - 建物から横にはみ出さない
 - 物見塔等の工作物には設置しない
 - 屋上広告塔の表示面積は最大断面積
- 【壁面利用広告物】**
- ①+②+③+④ = 30㎡以下 または $A \times 1/10$ 以下
 - 掲出壁面は4面以下
 - 高さは10m以下 (※1)
 - 壁面からはみ出さない
 - (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
 - (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



- 【壁面突出広告物】**
- 50㎡以内
 - 高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない
 - 下端は3m以上 (車道上は4.7m以上)
 - 出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下

- 【広告塔、広告板】**
- 30㎡以内
 - 高さは地上10m以下、
 - 道路に突出する場合
 - ・ 出幅は路端から1m以下
 - ・ 突出部分の下端は地上4.7m以上 (歩道上3m以上)

「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」より

広告物等の制限

許可地域等／表示・設置の基準／特定区域

商業系許可地域

現行

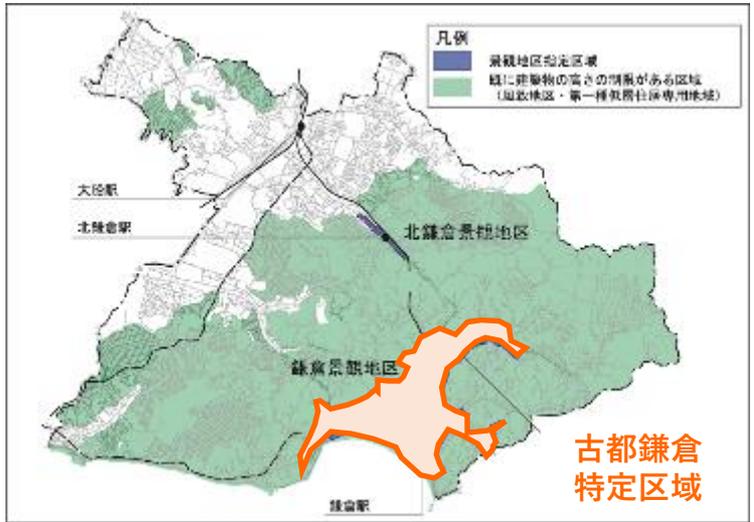
鎌倉地域



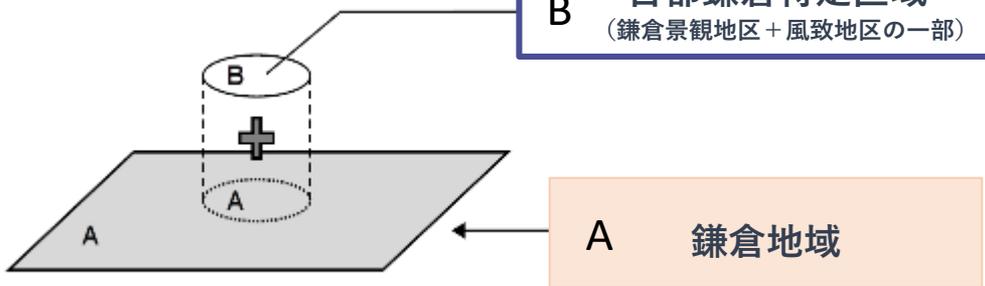
大船地域



市条例



B 古都鎌倉特定区域 (鎌倉景観地区+風致地区の一部)



神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

広告物等の制限

許可地域等／表示・設置の基準／特定区域

- 地域のインフォーマル（暗黙）ルールを市条例に明記

実態に合わない許可基準の修正
(今後問題となることが想定される)



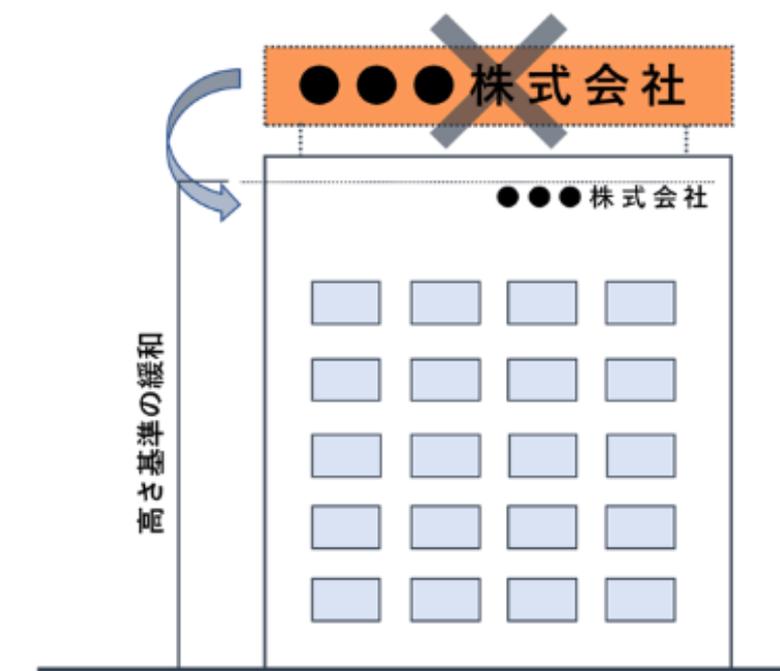
- 現行法：屋上広告物の設置可（若宮大路沿道）

地域のインフォーマル（暗黙）ルールで
屋上広告物を設置していない地域がある

◆地域ルールの策定（暗黙ルールの明文化）



掲出
時期
掲出
場所
色彩
素材
大きさ
形



- 地域ルールの明確化 + 市条例による規制緩和

- ・ 屋上広告物の設置禁止（地域ルール）
- ・ 景観に配慮された切り文字等による壁面利用広告物の高さ制限緩和（市条例）

広告物等の制限

禁止地域等

- 特定の地域又は場所において、広告物等の表示又は設置を全面的に禁止することを規定します。

県条例の禁止地域の一部について、本市の運用実態を踏まえ緩和します。

【緩和例】

- 国の重要文化財の敷地及び周囲から商業系地域を除く
- 歴史的風土特別保存地区からトンネル部を除く
- 海岸線から100m以内の地域を除く

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

✕ 禁止物件

良好な景観の形成又は風致の維持の観点及び公衆に対する危害の防止の観点から、広告物の表示等を禁止した物件

広告物の表示等を全面的に禁止



トンネル



送電塔



記念碑



神仏像



電柱

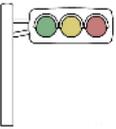


街路灯

貼り紙・貼り札・立看板等の表示を禁止



植樹帯



信号機



街路樹



公衆便所



橋梁



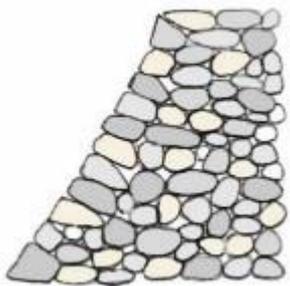
バス停留所の上屋



消火栓標識

禁止物件例

広告物の直接表示を禁止



石垣
その他これに類する物件

広告物の表示を禁止



✕NG

道路の路面

広告物等の制限

禁止物件

- 広告物等の表示又は設置を禁止する物件を規定します。

本市の現状に合わせて、県条例の禁止物件の一部を削除するとともに、新たな項目を追加します。

【削除項目】

- 火の見やぐら

【追加項目】

- 景観重要建造物（景観法第19号第1号）
- 景観重要樹木（景観法第28条第1号）
- 保存樹林等及びその範囲（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例）
- 歴史的風致形成建造物
（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

広告物等の制限

広告物等の表示又は設置の方法等の基準

- 県条例の許可地域等を踏襲した地域区分ごとに基準を規定します。

許可地域区分による基準に加え、次の事項を追加し、許可制度の実効性を担保します。

【追加項目】

- 鎌倉市景観計画に定められた事項の遵守について規定します。
- 地区計画等（都市計画法第4条第9項）の地区整備計画等の内容を基準とできることを規定します。

広告物等の制限

広告物等の表示又は設置の方法等の基準

色彩

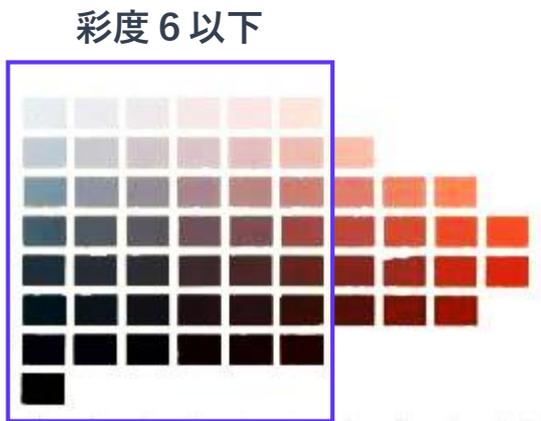
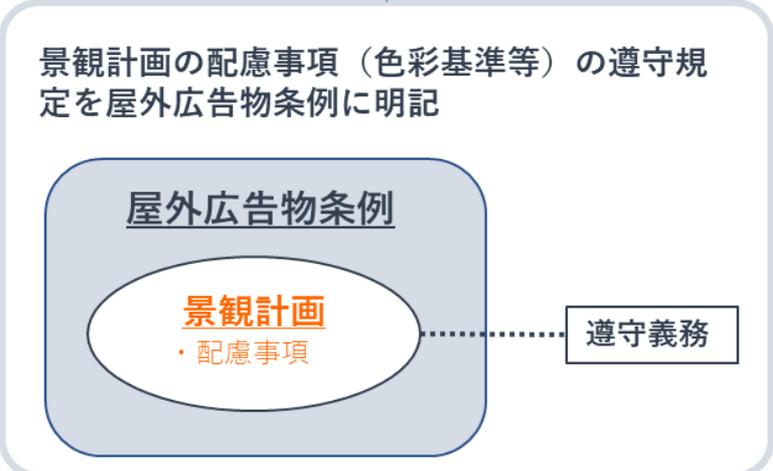
- 現行法（県の屋外広告物条例）
- 景観計画

⇒ 色彩・素材に関する基準はない。
 ⇒ 色彩・素材についての配慮事項有。

- 色彩：彩度 6 以下（運用：アクセントカラーはOK）
- 素材：蛍光塗料、発光塗料不可

- 景観計画の配慮事項、地域のインフォーマル（暗黙）ルールに事業者が寄り添っている状況
- 「事業者の性善説に沿った指導」が今後も成立するかが懸念される

現行のまま色彩配慮規定の根拠を明確化



神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

広告物等の制限

広告物等の表示又は設置の方法等の基準

デジタルサイネージ

【変更項目】

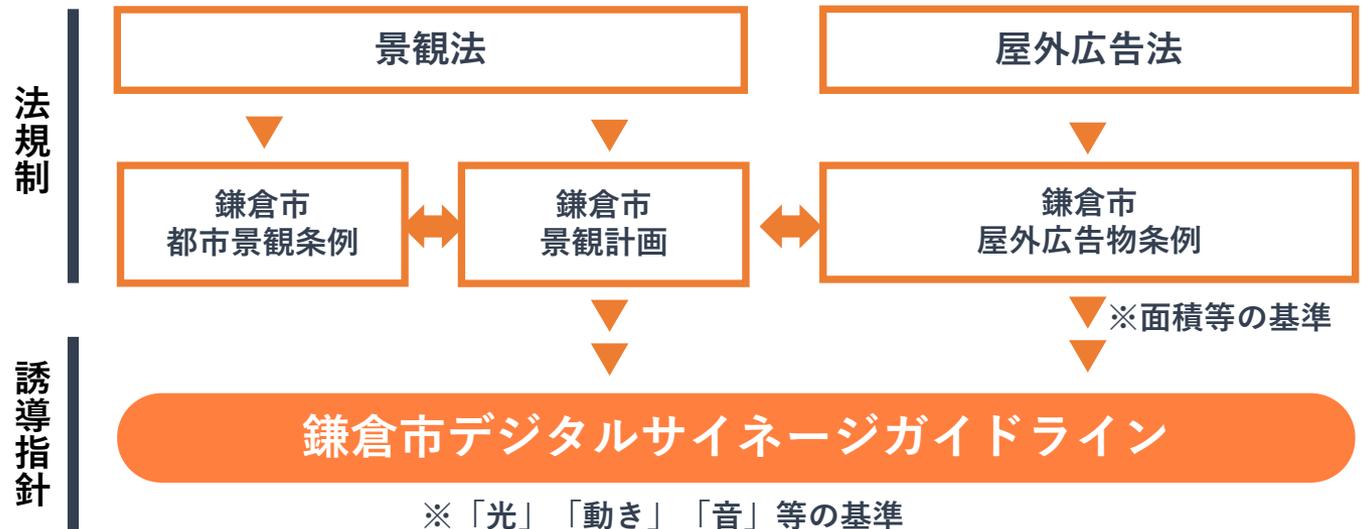
- 設置基準について、許可地域区分に応じて規定します。
- 「光」「動き」「音」等の屋外広告物法で規制できないものについては、他法令やガイドラインで基準を定めていきます。



公共デジタルサイネージ



規制しなかった場合のイメージ



神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

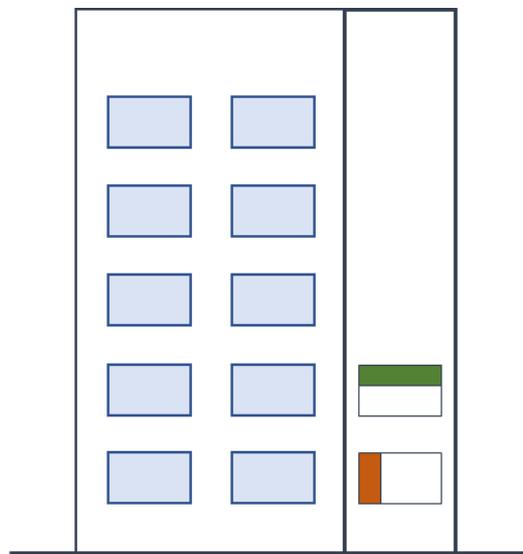
広告物等の制限

広告物等の表示又は設置の方法等の基準

自己用外広告物

【変更項目】

- 設置基準について、許可地域区分に応じて規定します。
- 特定区域では、自己用外広告物の表示又は設置を原則、禁止としますが、規則で定める基準を満たした案内誘導広告物については、表示又は設置できるものとします。



【案内誘導広告物 とは】

市内にある店舗や事業所の広告物で、規則で定める基準を満たし、店舗などの敷地から一定距離に設置する屋外広告物

広告物等の制限

禁止物件／適用除外 ⇒

エリアマネジメント広告
広告付き公共サイン



植樹帯・ベンチ広告



街路灯バナー広告



バス停上屋広告

◆デザイン等のチェック

商店会・自治会・景観整備機構など

- 掲出時期
- 掲出場所
- 色彩
- 素材
- 大きさ形

広告物等の制限

禁止物件／適用除外 ⇒ エリアマネジメント広告 (例・街路灯バナーフラッグ)

- 地域の活力（財源確保）・価値創造につながるエリアマネジメント広告の基準等の設定

エリアマネジメント広告とは

財源確保のために公共空間（道路、公園、広場等）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を街路灯・防犯カメラ等の維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、まちづくりの費用に充てるものです。



ガイドライン（市）
自主審査基準（商店会等）
を作成して運用

広告物等の制限

禁止物件／適用除外 ⇒ 広告付き公共サイン

- 地域の魅力向上・活性化に資する広告付き公共サインについて、禁止物件・禁止地域の一部を適用除外（車両広告、観光案内板、バス停上屋、橋梁、道路占有許可基準の緩和等）

広告付き バス停シェルター



条例の適用除外
＋
ガイドライン

クラウドファンディング等による 広告付き観光・商店街案内板



寄付者氏名の表示について、条例の適用除外面積を拡大
（現行：1/20以下、かつ、0.5㎡以下）

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

広告物等の制限

許可の特例

- 良好な広告景観形成に資する広告物等の特例の許可について規定します。

地域の活性化に資する取組に関連する広告物等については、特例許可により認めるものとします。

【事例】

- 投影広告物
(プロジェクションマッピング)
- 時限的なイベント
- 社会実験

※許可に当たっては、
景観審議会又は景観アドバイザーの
意見を求めることができるものとします。

■原則

- ・色彩：彩度の基準を遵守
- ・素材：蛍光塗料
発光塗料不可
- ・投影：明確な基準なし



神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

広告物等の管理

点検

近年、多発する災害時に対応した国の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に従い、点検項目を拡大します。

- 資格を有する者による点検の義務、結果の報告義務を規定します。

現行（5項目）	
点検内容	接合部、支持部分等の変形・腐食
	主要部材の変形・腐食
	ボルト・ビス等の緩み・劣化
	表示面の汚染・退色・剥離
	表示面の破損



市条例（案）	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と寝巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、破損
	3 その他点検した事項（ ）

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

監督・雑則
罰則公表等／違反の表示／違反屋外広告物除却協力員・指導員
過料

市条例では、次の事項を追加します。

【監督】

- 命令や指導に従わなかった場合の公表等を規定します。
- 違反広告物等にその広告物等が違反である旨を表示できることを規定します。
(表示はシール型で容易に貼付等ができるものを想定しています。)

【雑則】

- 広告物等を除却する権限を市民等に委嘱する要綱の根拠を規定します。
- 違反広告物の防止に係る啓発活動を行い、設置状況を把握し、指導・勧告、過料の処分及び徴収を行う指導員の立ち位置を規定します。

【罰則】

- 違反の表示を剥がした者等への過料を規定します。



違反広告物除却キャンペーン
見回りパトロールの実施

違反
シール

+ 過料

「過料」とは・・・「社会の秩序を守るための罰」
で、行政上の義務違反に対するペナルティーです。

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

広告景観形成の推進

広告景観形成地区／広告協定

広告協定では、地域だけでなく、建築物（テナントビル）を対象とした協定の認定もできるものとします。

【強化例】

- 色彩・素材に関する基準の上乗せ（趣きのある看板）
- 許可対象となる自己用広告物等の面積基準の引き下げ（例：10㎡⇒5㎡）



- 日本の伝統色を使用
- 木材等経年変化を感じるもの

参考：小町通り景観形成ガイドライン



◆**地域ルールの策定**
(暗黙ルールの明文化等)

【緩和例】

- コーポレートカラーの緩和

神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

その他

経過措置／条例の見直し／関係条例の改正

市条例の制定に合わせて、次の事項について規定等をします。

【経過措置】

- 県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、**市条例の相当規定**によりされた処分、手続その他の行為とみなすものとします。
- 県条例で適法に表示又は設置されていた広告物等で、市条例の施行により、表示又は設置できなくなるものについては、**施行日から10年間（施行日以降に広告物等に変更・改造をするときは、その前日までの間）**は、市条例の規定を適用しないものとします。

【条例の見直し】

- 市条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、その目的の達成状況を評価した上で、**条例施行後5年以内に見直し**を行います。

【関係条例の改正】

- 市条例の施行に伴い、鎌倉市都市景観条例、鎌倉市手数料条例その他関係条例の改正等を行います。

意見公募（パブリックコメント）の実施概要

◆意見の公募期間

令和3年（2021年）8月2日（月）～令和3年（2021年）8月31日（火）※必着

◆周知・配布方法

- 広報かまくら（8月1日号）
- ホームページ
- YouTube（動画）配信
- 市役所、図書館（5カ所）、生涯学習センター

◆意見の提出方法・提出先

電子メール・郵便・窓口（直接）のいずれか

- 電子メール keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
- 郵便・持参 〒248-8686鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市都市景観部都市景観課（本庁舎3階）

詳細はこちら ▶▶▶

